# 博物館 概論

## (解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 次の文章は、令和4年(2022)4月15日付け文化庁通知「博物館法の一部を改正する
法律の公布について (通知)」の一部である (設問の都合上、一部改変)。この文章を読み、
①~⑩の()内に、の中から最も適切な語句を選んで文書を完成させなさい。
(同じ番号のところには同じ語句が入る。)(各2点)

博物館の定義について、(①)、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の(②)が設置したものに限ることとしていた規定を改め、これら以外の(②)が設置するものであっても、改正後の博物館法第2条の規定に基づき、(③)を受けたものについては博物館とすること。

改正後の博物館法第3条第1項第3号に定める博物館の事業としての「博物館資料に係る( ④ )記録を作成し、公開すること」については、デジタル技術を活用した博物館資料の( ⑤ )化とその管理及び( ⑥ )を通じた( ⑤ )の公開、( ⑥ )を通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組を含むこと。

改正後の博物館法第3条第2項において、博物館が他の博物館等と相互に(⑦)を図りながら協力するよう努めることとし、また、同法第3条第3項において、博物館が地域の多様な(⑧)と相互に(⑦)を図りながら協力し、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるとしているのは、令和元年(2019)に行われた(⑨)が採択した「(⑩)」の理念を踏まえた規定であり、各博物館がこれらの(⑦)・協力を通じて、多様な地域的課題・社会的課題への対応に取り組み、もって地域の活力の向上に寄与することを期待するものであること。

博物館と文化的景観、文化をつなぐミュージアム、登録、指定、 三次元画像、インターネット、SNS、デジタル・アーカイブ、 国際博物館会議、ユネスコ総会、市民、主体、連携、交流、 個人、法人、地方公共団体、独立行政法人、電磁的、電子情報 令和4年(2022) 4月に改正された博物館法では、第1条でこの法の目的について、 (①) に加えて、文化芸術基本法の精神に基づくことを定めている。

文化芸術基本法では、基本理念が 10 項目挙げられているが、第2条第3項では「年齢、

- (②)の有無、(③)な状況又は居住する地域」にかかわらず等しく、文化芸術の
- ( ④ )などができる環境の整備を記している。第2条第10項では「観光、( ⑤ )、 国際交流、( ⑥ )、教育、産業」などの関連分野における施策との有機的な連携を図るように記している。

そのため、政府は、文化芸術に関する施策を総合的・計画的な推進を図るため、(⑦))を定めなければならないとし、地方公共団体に対しては地方の実情に即した計画を定めることを(⑧)と位置付けている。

また、文化芸術のジャンルを、以下の7つに分類している。

- 1) 「( ⑨ )」: 文学、音楽、美術、写真、演劇など
- 2) 「メディア芸術」:映画、漫画アニメーションなど
- 3) 「伝統芸能」: 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎など
- 4) 「芸能」: 講談、落語、浪曲、漫談、漫才など
- 5) 生活文化、国民娯楽、出版物等: 茶道、華道、書道、食分野、囲碁、将棋、出版物、レ コードなど
- 6) 「( ⑩ )等」:有形・無形の( ⑩ )並びにその保存技術
- 7) 「地域における文化芸術」: 地域固有の伝統芸能および民俗芸能

芸術、文化、コレクション、資料、鑑賞、実施、文化財、教育基本法、社会教育法、文化財保護法、社会教育推進基本計画、文化芸術推進基本計画、まちづくり、人材育成、福祉、医療、介護、経済的、社会的、文化的、学歴、障害、努力義務、将来目標

3. 博物館に来館しない人にもその価値が届くように、学校や中心市街地に学芸員が出向いてアウトリーチ活動をしてきたことは広く知られている。一方で、近年の ICT の発達に伴い、自宅の PC や個人のスマートフォンにまで、博物館からのメッセージが直接届くようになった。

このような博物館の web 上での活動に関する現状について、 $\underline{x}$ の4つの語句(その語句には下線を引く)をすべて使って、200字以内で説明しなさい。(20点)

デジタル化 おうちミュージアム 格差 コミュニティ

4. 令和4年(2022) 4月に改正された博物館法第7条では、博物館職員の資質向上のために、国・都道府県等教育委員会による研修の対象者として学芸員及び学芸員補以外の職員も加えられた。この法改正によってどのような問題の改善が期待されるか、次の表1・2に基づきながら200字以内で説明しなさい。なお、数字表記について、2桁で1文字分、カンマは半文字分とする(例 10.1 や1.1等は2文字分)。(20点)

## 表1 館長の職歴

館長の職歴	割合 (%)
学芸系職員	13.8
大学教員・研究機関の研究者	10. 2
小、中、高等学校などの教員	8.0
行政職員	37. 5
その他	30. 5

計 100.0

表2 各職員における学芸員有資格者の占める割合

職員の種類	学芸員資格を有する者	
	の割合 (%)	
学芸系職員	67. 7	
事務・管理系職員	8. 5	

表 1・2: 『令和元年度日本の博物館総合調査報告書』(公益財団法人日本博物館協会編・発行、2020年)に基づき作成

5. 令和4年(2022) 4月に改正された博物館法では、従来の博物館登録制度を改め、博物館運営の適正性を確保することを目指した。例えば、同法第13条第1項第3号では、登録要件の見直しを、同法第16条では、登録審査の手続きの見直しをそれぞれ行った。これら条文に基づき、従来の登録制度の問題点を指摘し、法改正されたことでどのような改善が図られたのか、200字以内で説明しなさい。(20点)

#### 改正後の博物館法

第13条第1項第3号 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

### 改正後の博物館法

第16条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。